

第一一六回

参第三号

地方交付税法の一部を改正する法律（案）

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、消費税（消費譲与税に係るものを除く。以下同じ。）」を削る。

第六条第一項中「、消費税の収入額の百分の二十四」を削り、同条第二項中「、消費税の収入見込額の百分の二十四」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成元年度及び平成二年度における地方交付税については、この法律による改正

前の地方交付税法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法中「消費税」とあるのは「消費税法を廃止する法律（平成元年法律第 号）による廃止前の消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び消費税法を廃止する法律附則の規定による消費税」と、「消費譲与税」とあるのは「消費譲与税法を廃止する法律（平成元年法律第 号）による廃止前の消費譲与税法（昭和六十三年法律第百十一号）及び消費譲与税法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の消費譲与税法の規定による消費譲与税」とする。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

第三条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、消費税（消費譲与税に係るものを除く。）の収入見込額の百分の二十四

」を削る。

( 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置 )

第四条 平成元年度及び平成二年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金については、前条の規定による改正前の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第四条中「消費税（消費譲与税に係るものを除く。）」とあるのは「消費税法を廃止する法律（平成元年法律第 号）による廃止前の消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び消費税法を廃止する法律附則の規定による消費税（消費譲与税法を廃止する法律（平成元年法律第 号）による廃止前の消費譲与税法（昭和六十三年法律第百十一号）及び消費譲与税法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の消費譲与税法の規定による消費譲与税に係るものを除く。）」とする。

## 理 由

消費税法の廃止に伴い、地方交付税の対象税目から消費税を除く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。